

第 3 回

府中市下水道事業経営戦略等検討協議会

府中市下水道使用料の改定案及び
経営戦略の改定について

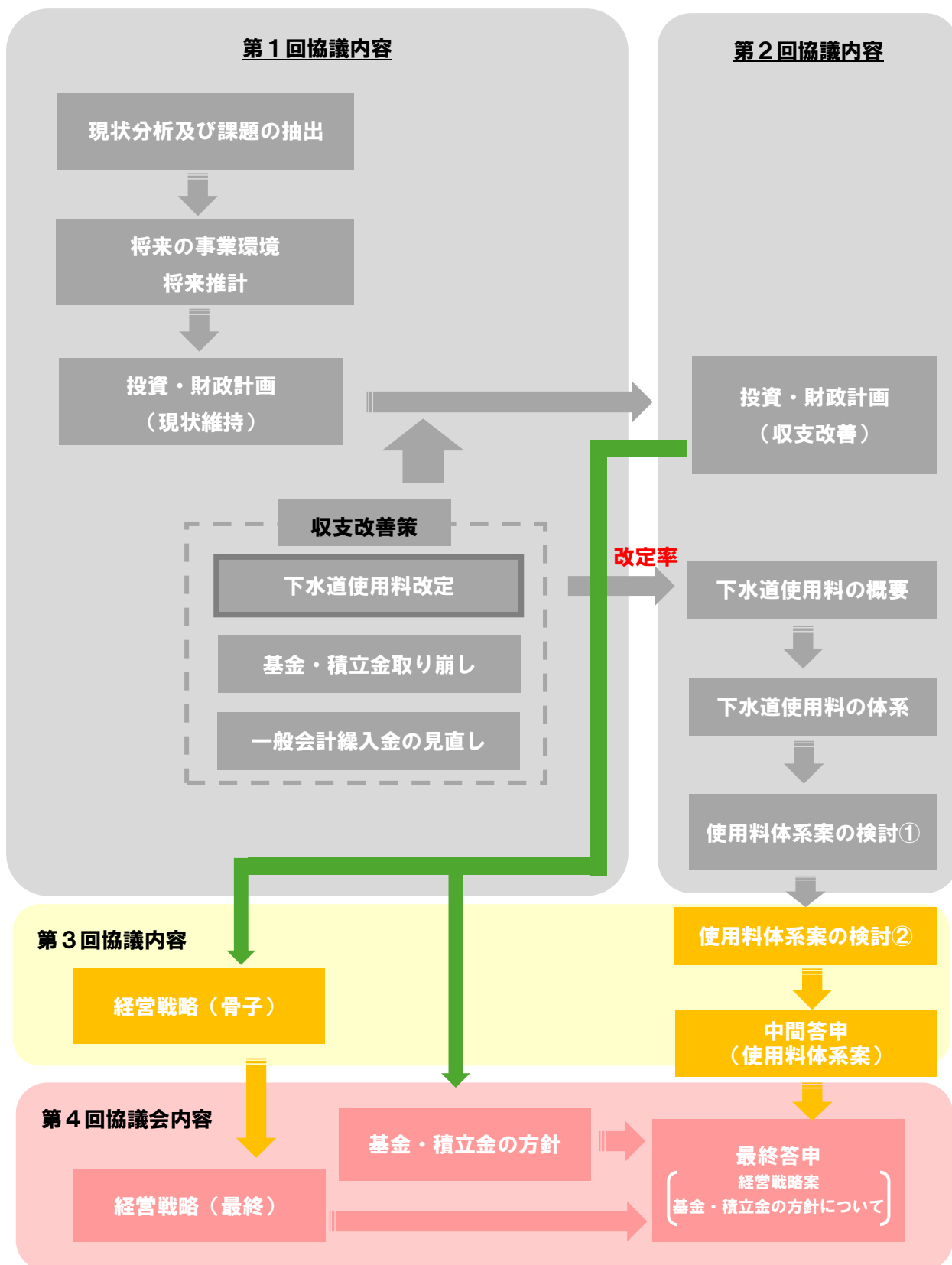
目次

1. 第2回協議会の振り返りについて.....	1
1-1 各協議会における協議内容.....	1
1-2 第2回協議会の協議内容.....	2
1-2-1 決定事項.....	2
1-2-2 第2回協議会でいただいた意見と回答.....	3
1-2-3 第2回協議会でいただいた意見に関する回答.....	4
2. 流域下水道維持管理負担金について.....	9
2-1 流域下水道維持管理負担金単価改定の経緯.....	9
2-2 財政シミュレーションの見直し.....	9
3. 下水道使用料改定案について.....	10
3-1 府中市使用料体系の課題.....	10
3-2 改定案の設定方針.....	11
3-3 下水道使用料改定案.....	11
3-4 各案の特徴	15
3-5 浴場汚水について.....	20
4. 中間答申の内容について.....	20
4-1 答申書（案）の項目.....	20
4-2 答申書（案）	20
5. 経営戦略改定について.....	23

1. 第2回協議会の振り返りについて

1-1 各協議会における協議内容

各回での協議内容のフロー図を示します。



1-2 第2回協議会の協議内容

1-2-1 決定事項

- ① 下水道使用料改定率を20%とする方針となりました。

改定率	動向
R8:20.0%	・10年に1度の改定を想定（使用料の検証は5年毎に行う） ・令和13年度の改定は不要

- ② 下水道使用料改定案を5案（表1-1）から2案（改定案①、改定案⑤）に絞り込みましたが、さらに検討を行うため、改定案⑤の派生案である改定案⑤'を作成し第3回協議会において検討するものとなりました。

表 1-1 使用料改定案（第2回協議会提示案）

改定案	改定方針案	
①	基本使用料	基本使用料、従量使用料を均等に20%改定する
	従量使用料	
②	基本使用料	基本使用料のみ改定
	従量使用料	改定しない
③	基本使用料	改定しない
	従量使用料	従量使用料のみ改定する
④	基本使用料	固定的経費に占める基本使用料の割合が100%となるように基本使用料の改定する
	従量使用料	基本使用料の改定で不足する分を改定する
⑤	基本使用料	固定的経費に占める基本使用料の割合が90%となるように基本使用料の改定する
	従量使用料	基本使用料の改定で不足する分を改定する

1-2-2 第2回協議会でいただいた意見と回答

第2回協議会でいただいた主な意見および回答は次のとおりです。

第2回協議会での審議項目	番号	委員からの意見(概要)
1-2-3 第1回協議会でいただいた意見に関する回答	①	管路改築事業費：13億円/年の考え方について分かりやすくしてほしい。
	②	ストックマネジメント計画策定から物価等が高騰しているが管路改築事業費：13億円/年で計画通りに実施できるのか説明してほしい。また、ストックマネジメントの調査結果（緊急度の割合）を教えてください。
	③	人事院勧告の令和7年度値を見込んではどうか。
	④	国庫補助金が少ない理由を分かりやすく説明してほしい。
2-7-1 府中市下水道使用料体系の課題	⑤	資料内で累進度の表記単位が異なるが統一しなくてよいのか。
2-7-3 下水道使用料改定案	⑥	10年（R8～R17）の使用料収入だけでなく、1年分の使用料収入を併記してほしい。
	⑦	大口利用（企業等）の今後の水量見通しの資料があれば提示してほしい。

1-2-3 第2回協議会でいただいた意見に関する回答

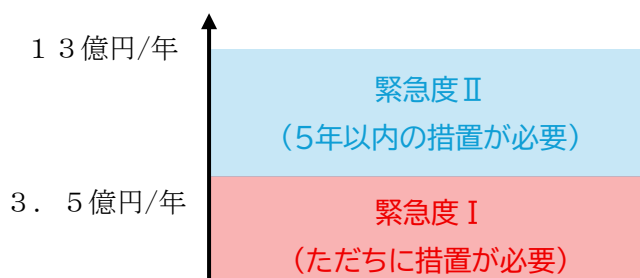
① 管路改築事業費：13億円/年の考え方について

本市では管路施設の点検・調査、修繕・改築事業費の平準化を図る計画であるストックマネジメント計画を令和2年度に策定しました。同計画において、本市の体制面や財政面、施設の劣化等を考慮し、事業費の平準化を図りました。

今回の財政シミュレーションで採用している改築シナリオ（13億円/年）は緊急度Ⅰを優先的に改築し、予算の余剰分を緊急度Ⅱの改築に充てることを想定したシナリオです。

改築事業費13億円/年は本市の財政面、執行体制を勘案し、実施可能な事業費として設定しています。一方で、管路施設の調査の結果において、ただちに措置しなければならない緊急度Ⅰの管渠を解消するためには、当初検討時の2.4億円/年に対し近年の物価高騰を加味した、3.5億円/年の改築事業を実施することで解消できる見通しであり、13億円/年で最低限必要な対策事業量は実施できるものと考えています。また、余剰分の改築事業費については、措置の必要性はあるものの時間的猶予がある緊急度Ⅱの管渠に対して対策を進めていく方針です。土木系の人件費（公共工事設計労務単価）についても増加しておりますが、余剰分の改築事業費（緊急度Ⅱ）の対策事業費部分において対応できるものと考えています。

また、13億円/年は措置が必要と判断された管渠に対してすべて改築が実施されることを想定したものになりますが、措置が必要と判断された管渠のうち一定量は修繕対応となり事業費の低減が図れることが予想されますが、これらは実際に調査しなければ判断できないため、予想額の算定は難しいものとなります。



緊急度	区分	対応の基準
I	重度	速やかな措置が必要な場合
II	中度	簡易な対応により必要な措置を5年未満まで延長できる
III	軽度	簡易な対応により必要な措置を5年以上に延長できる
劣化なし	-	-

出典：下水道維持管理指針（実務編）-2014年版-

② スtockマネジメント計画策定時から物価等の単価が高騰しているが計画通りに実施できるのか。またstockマネジメントの調査結果を教えてください。

stockマネジメント計画（第1期）における計画値と実績を整理しました。計画値は平成23年度～令和元年度における調査結果により設定した予定事業量です。

調査時には対策が必要な数量（緊急度Ⅰ・Ⅱ）は約12km、予定事業費は約10億円を想定していましたが、設計時における再判定の結果、対策が必要な数量は減少し約5km、事業費は約6.8億円となりました。

計画策定時に想定していた事業量及び事業費より少ない数量となっていますが、近年のように物価が高騰している状況下においても必要な対策量は実施できている状況です。

表 1-2 stockマネジメント計画（第1期）の計画値と実績

第1期計画（R2～R6）

調査期間：平成23年度～令和元年度

●調査結果

緊急度Ⅰ	530 m
緊急度Ⅱ	10,997 m
緊急度Ⅲ	51,854 m
健全	34,304 m
調査数量	97,685 m

設計

●再判定結果

緊急度Ⅰ	530 m
緊急度Ⅱ	4,618 m
緊急度Ⅲ	6,379 m
再判定数量	11,527 m

工事

●対策工事

布設替え	229 m
更生工法	3,293 m
修繕	1,627 m

※再判定の結果、緊急度Ⅱ（調査結果）のうち58%が緊急度Ⅲとなった

対策が必要な数量	11,527 m
----------	----------

予定事業費	1,002,916 千円
-------	--------------

実績（R3～R7）

●再判定結果

緊急度Ⅰ	530 m
緊急度Ⅱ	4,618 m
緊急度Ⅲ	6,379 m
再判定数量	11,527 m

工事

●対策工事

布設替え	229 m
更生工法	3,293 m
修繕	1,627 m

※再判定の結果、緊急度Ⅱ（調査結果）のうち58%が緊急度Ⅲとなった

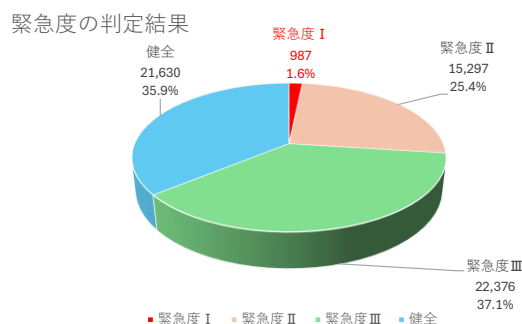
対策が必要な数量	5,148 m
----------	---------

事業費	676,845 千円
-----	------------

また、令和2年度から令和5年に実施した調査結果は表 1-3、図 1-1 のとおりです。

表 1-3 調査結果（令和2年度～令和5年度）

緊急度	スパン数	延長(m)	割合
緊急度Ⅰ	30	987	1.6%
緊急度Ⅱ	473	15,297	25.4%
緊急度Ⅲ	749	22,376	37.1%
健全	752	21,630	35.9%
総計	2,004	60,290	100.0%



府中市公共下水道ストックマネジメント実施方針【概要】 合流・污水管渠計画

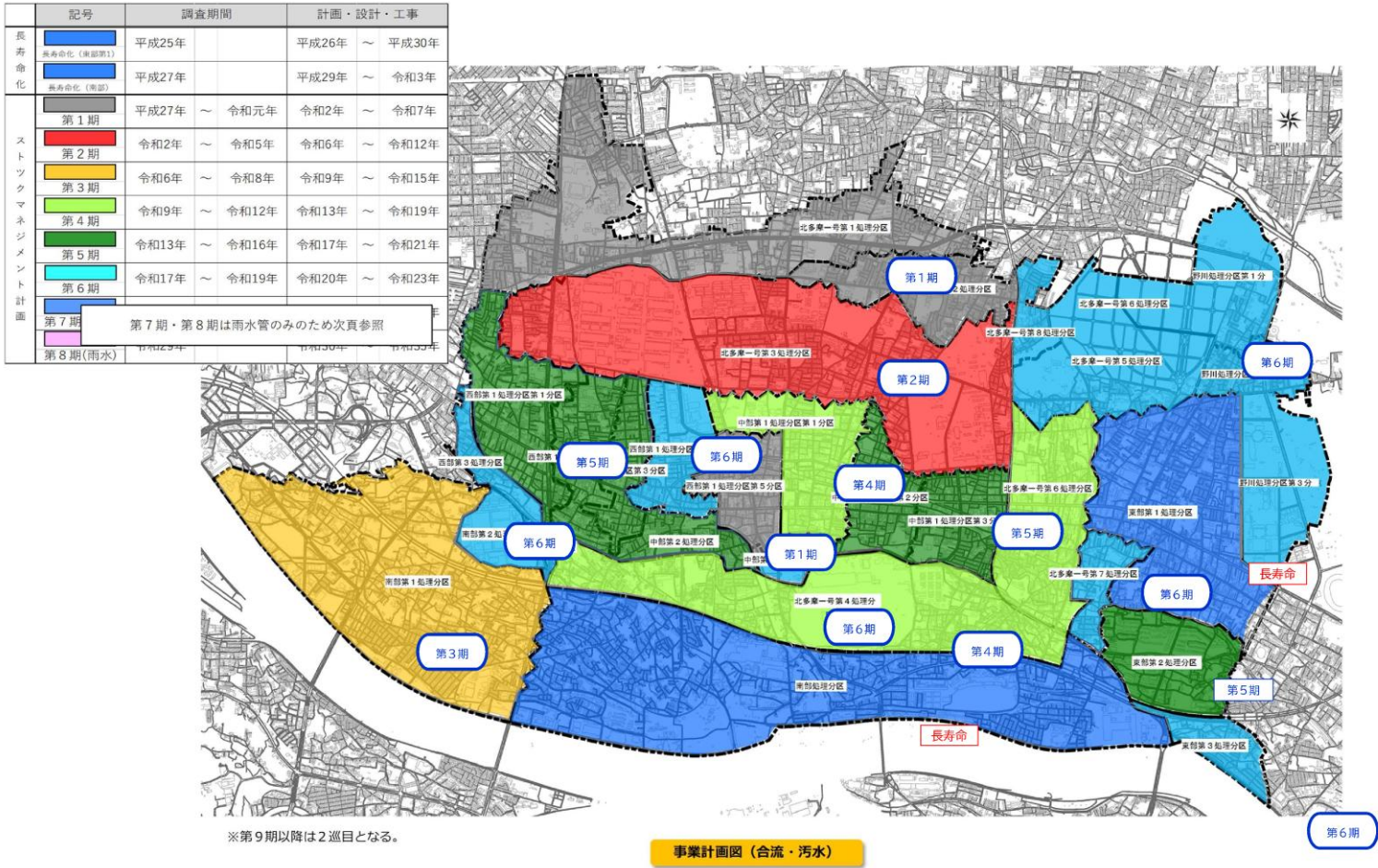


図 1-1 調査箇所図

③ 人件費上昇率に令和7年の単価を見込んでどうか

令和7年人事院の給与勧告（人件費に係る部分）が令和7年8月に勧告されたため、本協議会における財政シミュレーションにおいても反映しましたが、令和7年度の人件費上昇率を見込むことによる改定率への影響は少ないものでした。

④ 国庫補助金が少ない理由

下水道事業では国庫補助金の対象となる事業が決められており、本市が推進している事業においては主にストックマネジメント事業（老朽化対策）が該当します。また、補助対象となる管渠の口径も決められており、ストックマネジメント計画（第1期）では主に合流式の管渠が整備されているエリアを対象としましたが、調査により対策が必要と診断された管渠については補助対象に該当する路線が少なかったため、近年では、改築事業に対する国庫補助金の収入が少なくなっています。

表 1-4 本市における補助対象口径（合流管）

補助対象口径：450mm以上

表 1-5 スtockマネジメント計画（第1期）の要対策路線

	口径450mm未満 (m)	口径450mm以上 (m)	合計 (m)
要対策路線	8,625	2,902	11,527

ストックマネジメント計画（第2期）では対策が必要な補助対象管渠が増加する見通しであるため、国庫補助金は増える見通しです。

人事院勧告：公務員の給与や勤務条件を適正に保つため人事院が内閣や国会に対して行う勧告のこと。公務員の労働条件や民間企業との均衡を図るために行われる重要な制度。

⑤ 累進度の表記単位について

資料内の表記を統一しました。

⑥ 1年分の使用料収入を併記して欲しい

表 3-2 に加筆しました。

⑦ 大口利用（企業等）の水量の見通しについて

第2回協議会において、利用者の区分を次のとおりに設定しました。その中で大口利用者を101 m³以上として整理しました。

表 1-6 利用者の定義

利用者	1か月当り使用水量
一般家庭（1～2人世帯）	10～20 m ³ /月
一般家庭（3～4人世帯）	20～30 m ³ /月
小規模事業所	101～250 m ³ /月
中・大規模事業所（工場など）	250 m ³ /月以上

大口利用者として
定義

大口利用者は企業の節水意識の向上により平成27年度以降減少傾向にあります。

新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2年度以降、1,001 m³～の水量は減少し、その後は横ばい傾向にありますが令和6年度では増加しております。これは新型コロナウイルスの流行が収束したことによるものだと考えられます。

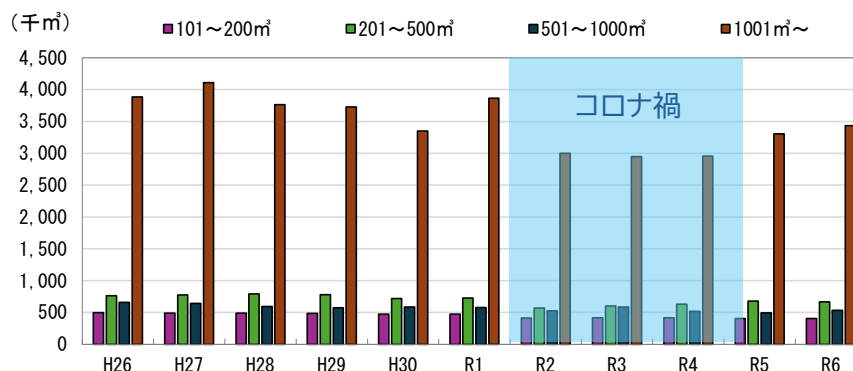


図 1-2 大口利用者の動向

また、本市の大口使用者に属する複数の企業へヒアリングを行ったところ、各企業では日ごろから節水に努めており、生産性の向上のために行った設備投資により節水効果に繋がっており、今後は新たな事業展開がない限り水量が増加する見込みはないが、現状のままの社会情勢であれば大きく減ることもないと考えられます。

2. 流域下水道維持管理負担金について

2-1 流域下水道維持管理負担金単価改定の経緯

本市の下水道は、北多摩一号処理区と野川処理区の2つの処理区に分けられ、北多摩一号処理区では北多摩一号水再生センター、野川処理区では森ヶ崎水再生センターという流域下水道施設（東京都が管理）に接続されており、本市単独の処理場は設置されていません。これらの流域下水道施設は市町村からの負担金により建設改良・運営を実施しています。

その中でも流域下水道維持管理負担金は、昭和57年度以降電力使用量の削減や水再生センター管理費の削減等の企業努力と利益剰余金を活用することにより、実質的に負担金単価を維持してきました。しかし、近年では物価高騰による維持管理費の増加に伴い赤字が拡大しており、令和7年度には欠損金が生じる見込みであることから、東京都は現行の維持管理負担金単価の維持は困難であると判断し、関係市町村に単価改定が示されました。

そのため、本市下水道事業においても流域下水道維持管理負担金による下水道事業への負担増加が避けられない状況にあります。

2-2 財政シミュレーションの見直し

現在、ご提示している財政シミュレーションにおいても維持管理負担金単価を設定し、将来水量に基づいて流域下水道維持管理負担金額を算定しています。

維持管理負担金の改定により、財政シミュレーションにおける維持管理負担金を再設定し、新たに改定率を精査しました。次に維持管理負担金単価および使用料改定率の修正値を示します。

表 2-1 流域下水道維持管理負担金単価

現シミュレーション設定値	修正値
54.5 円/㎡(税込)	54.241 円/㎡(税込)

公表（照会）時期：令和7年7月28日

施行年月日：令和8年4月1日

表 2-2 改定率

現シミュレーション改定率	精査後
20.0%	19.6%

3. 下水道使用料の改定案について

3-1 府中市使用料体系の課題

本市下水道使用料体系について課題を整理します。

①基本使用料が低い

基本使用料は266円・税抜/月であり、都内の同規模自治体と比較して低い状況にあります。基本使用料は水量動向の影響を受けにくく、安定した収入であることから、基本使用料の設定について、重点的に値上げする必要があると考えます。

②従量使用料単価が安い

従量使用料単価は最安区分で56円・税抜/m³、最高区分で192円・税抜/m³、累進度は3.43となっており、都内の同規模自治体と比較しても平均的な値ですが、従量使用料単価は全体的に低い状況にあるため、改定の余地があるものと考えます。

③使用料収入における少量利用帯の収入が少ない

下水道使用料の調定件数は0～10m³、11～20m³で約75%の割合を占めていますが、収入の内訳をみると約25%と低い状況にあります。これは、基本使用料や低い区分の従量使用料単価が低い状況にあることが要因であるため改定の余地があるものと考えます。

3-2 改定案の設定方針

(1) 改定案について

第2回協議会の意見より、改定案を①案、⑤案にしぼりました。また⑤案の派生である⑤'案を作成しました。⑤'案は⑤案の固定的経費に占める基本使用料の割合90%から85%に緩和したものとなります。なお、累進度は3.43で統一しております。これにより⑤案に比べ、少量利用者に配慮した改定案としました。表3-1に改定案の設定方針を示します。

表 3-1 各改定案の設定方針

改定案	改定方針案	
①	基本使用料	基本使用料、従量使用料を均等に19.6%改定する
	従量使用料	
⑤	基本使用料	固定的経費に占める基本使用料の割合が90%となるように基本使用料の改定する
	従量使用料	基本使用料の改定で不足する分を改定する
⑤'	基本使用料	固定的経費に占める基本使用料の割合が85%となるように基本使用料の改定する
	従量使用料	基本使用料の改定で不足する分を改定する

3-3 下水道使用料改定案

表3-1の設定方針に基づき下水道使用料改定案を3案作成しました。作成した改定案を表3-2、表3-3に示します。

固定的経費：使用水量や利用者数に係わらず、施設規模に応じて固定的に必要とされる経費のこと（例：資本費、人件費などの固定費と使用料徴収委託等を合わせたもの）これらは基本料金で賄うことが望ましいとされている。

表 3-2 下水道使用料改定案

項目		現行体系	改定案①	改定案⑤	改定案⑤'
使用料体系	基本使用料 (基本水量 10m ³ /月まで)	266	318 (+52) 120%	362 (+96) 136%	342 (+76) 129%
	11~20	56	67 (+11) 120%	62 (+6) 111%	63 (+7) 113%
	21~50	76	91 (+15) 120%	84 (+8) 111%	86 (+10) 113%
	51~100	95	114 (+19) 120%	105 (+10) 111%	108 (+13) 113%
	※税抜 (円/m ³ /月) 101~200	116	139 (+23) 120%	129 (+13) 111%	131 (+15) 113%
	201~500	141	169 (+28) 120%	157 (+16) 111%	160 (+19) 113%
	501~1,000	166	199 (+33) 120%	184 (+18) 111%	188 (+22) 113%
	1,000~	192	230 (+38) 120%	213 (+21) 111%	218 (+26) 113%
累進度		3.43	3.43	3.43	3.43
使用料収入目標額 (R8~R17：千円・税抜) ※財政シミュレーション値			21,988,768		
基本使用料 (R8~R17)	(千円・税抜)	4,591,023	5,446,727	6,172,715	5,840,897
従量使用料 (R8~R17)	(千円・税抜)	14,351,233	17,028,460	15,856,966	16,172,818
固定的経費	(千円・税抜)	6,855,731			
固定的経費に占める 基本使用料割合		67.0%	79.4%	90.0%	85.2%
使用料収入 (R8~R17：千円・税抜)		18,942,256	22,475,187	22,029,681	22,013,715
使用料収入(単年度平均) (千円・税抜)		1,894,226	2,247,519	2,202,968	2,201,372

表 3-3 改定案における負担額

項目		現行体系	改定案①	改定案⑤	改定案⑤'
水量別 使用料 (円・税込/月) ※基本使用料含む	10m ³	292	349 (+57) 120%	398 (+106) 136%	376 (+84) 129%
	20m ³	908	1,086 (+178) 120%	1,080 (+172) 119%	1,069 (+161) 118%
	50m ³	3,416	4,089 (+673) 120%	3,852 (+436) 113%	3,907 (+491) 114%
	100m ³	8,641	10,359 (+1,718) 120%	9,627 (+986) 111%	9,847 (+1,206) 114%
	200m ³	21,401	25,621 (+4,220) 120%	23,817 (+2,416) 111%	24,257 (+2,856) 113%
	500m ³	67,931	81,391 (+13,460) 120%	75,627 (+7,696) 111%	77,057 (+9,126) 113%
	1,000m ³	159,231	190,841 (+31,610) 120%	176,827 (+17,596) 111%	180,457 (+21,226) 113%
	5,000m ³	1,004,031	1,202,841 (+198,810) 120%	1,114,027 (+109,996) 111%	1,139,657 (+135,626) 114%

また、各改定案における負担額及び一般家庭と大口利用における２ヵ月あたりの金額を、表 3-4、年間の使用料を表 3-5 に示します。

表 3-4 各案における一般家庭と大口利用における２ヵ月あたりの金額

使用例	使用水量 (２ヵ月)	料金	現行体系	改定案①	改定案⑤	改定案⑤'
小口利用 (基本料金内)	20㎡	水道料金 (円・税込)	2,816			
		下水道 使用料 (円・税込)	585.0	699 (+114)	796 (+211)	752 (+167)
		請求額 (円・税込)	3,401	3,515	3,612	3,568
小口利用 (一般家庭)	43㎡	水道料金 (円・税込)	6,169			
		下水道 使用料 (円・税込)	2,068	2,473 (+405)	2,437 (+369)	2,422 (+354)
		請求額 (円・税込)	8,237	8,642	8,606	8,591
大口利用 (府中市給食センター)	12,565㎡	水道料金 (円・税込)	5,791,935			
		下水道 使用料 (円・税込)	2,549,791	3,054,627 (+504,836)	2,829,033 (+279,242)	2,894,401 (+344,610)
		請求額 (円・税込)	8,341,726	8,846,562	8,620,968	8,686,336

表 3-5 各案における一般家庭と大口利用における１２ヵ月あたりの金額

使用例	使用水量 (１２ヵ月)	料金	現行体系	改定案①	改定案⑤	改定案⑤'
小口利用 (基本料金内)	120㎡	水道料金 (円・税込)	16,896			
		下水道 使用料 (円・税込)	3,510	4,194 (+684)	4,776 (+1,266)	4,512 (+1,002)
		請求額 (円・税込)	20,406	21,090	21,672	21,408
小口利用 (一般家庭)	318㎡	水道料金 (円・税込)	37,014			
		下水道 使用料 (円・税込)	12,408	14,838 (+2,430)	14,622 (+2,214)	14,532 (+2,124)
		請求額 (円・税込)	49,422	51,852	51,636	51,546
大口利用 (府中市給食センター)	75,390㎡	水道料金 (円・税込)	34,751,610			
		下水道 使用料 (円・税込)	15,298,746	18,327,764 (+3,029,018)	16,974,198 (+1,675,452)	17,366,406 (+2,067,660)
		請求額 (円・税込)	50,050,356	53,079,374	51,725,808	52,118,016

3-4 各案の特徴

各改定案の特徴を表 3-6、各改定案における都内自治体との比較を表 3-7～表 3-10 に示します。

表 3-6 各改定案の特徴

	現行体系との違い	市民視点（少量利用）	企業視点（大口利用）	下水道事業（経営）視点
改定案①	均等に値上げしている	基本料金、従量料金単価に対して均等に19.6%改定するため、均等な負担増である	基本料金、従量料金単価に対して均等に19.6%改定するため、均等な負担増である	基本使用料の増加が小さいため、経営安定化の効果が少ない
改定案⑤	①に比べ基本使用料の値上げ幅が大きいが従量料金単価の値上げは小さい	10m ³ における使用料の増加率が136%と最も大きく、少量利用者の負担増加率が大きい体系である	大口利用帯の単価の改定率が111%と低いことから、改定案①に比べて大口利用者の負担増加率が低い体系である	基本使用料の収入が大きくなり経営の安定化が図れる
改定案⑤	①に比べ基本使用料の値上げ幅が大きいが従量料金単価の値上げは小さい	10m ³ における使用料の増加率が129%と改定案①に比べて負担増加率は大きい体系である	大口利用帯の単価の改定率が113%と改定案⑤と比較すると大きい、改定案①と比較すると大口利用者の負担増加率が低い体系である	基本使用料の収入が大きくなるが、⑤に比べて経営の安定化の効果は少ない

表 3-7 各改定案における都内自治体との使用料比較（現行体系）

（1ヶ月／税込）

10m3			20m3			50m3			100m3			200m3			500m3			1,000m3		
順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料
1	府中市	292	1	府中市	908	1	府中市	3,416	1	武蔵野市	8,605	1	武蔵野市	20,045	1	武蔵野市	59,645	1	武蔵野市	139,945
2	福生市	352	2	福生市	1,056	2	福生市	3,531	2	府中市	8,641	2	府中市	21,401	2	府中市	67,931	2	府中市	159,231
3	調布市	385	3	武蔵野市	1,246	3	武蔵野市	3,710	3	福生市	9,306	3	福生市	23,606	3	福生市	74,756	3	福生市	184,756
4	小平市	500	4	三鷹市	1,258	4	三鷹市	4,338	4	三鷹市	11,268	4	三鷹市	27,108	4	調布市	83,985	4	調布市	194,535
5	昭島市	511	5	調布市	1,276	5	調布市	4,510	5	調布市	11,385	5	調布市	27,225	5	三鷹市	94,428	5	三鷹市	229,178
6	小金井市	539	6	小金井市	1,309	6	武蔵村山市	4,646	6	武蔵村山市	12,126	6	武蔵村山市	30,386	6	武蔵村山市	95,066	6	小金井市	238,029
7	武蔵村山市	554	7	昭島市	1,347	7	昭島市	4,911	7	小金井市	12,529	7	小金井市	31,229	7	小金井市	100,529	7	羽村市	238,334
8	瑞穂町	555	8	立川市	1,408	8	小金井市	5,104	8	羽村市	12,834	8	羽村市	32,194	8	小平市	102,855	8	武蔵村山市	240,266
9	三鷹市	576	9	武蔵村山市	1,412	9	羽村市	5,134	9	昭島市	12,886	9	瑞穂町	32,730	9	瑞穂町	103,680	9	小平市	240,355
10	狛江市	580	10	狛江市	1,537	10	立川市	5,203	10	瑞穂町	12,930	10	小平市	33,555	10	羽村市	104,134	10	瑞穂町	257,680

令和7年8月時点

表 3-8 各改定案における都内自治体との使用料比較（改定案①）

（1ヶ月／税込）

10m3			20m3			50m3			100m3			200m3			500m3			1,000m3		
順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料
1	府中市	349	1	福生市	1,056	1	福生市	3,531	1	武蔵野市	8,605	1	武蔵野市	20,045	1	武蔵野市	59,645	1	武蔵野市	139,945
2	福生市	352	2	府中市	1,086	2	武蔵野市	3,710	2	福生市	9,306	2	福生市	23,606	2	福生市	74,756	2	福生市	184,756
3	調布市	385	3	武蔵野市	1,246	3	府中市	4,086	3	府中市	10,335	3	府中市	25,596	3	府中市	81,247	3	府中市	190,444
4	小平市	500	4	三鷹市	1,258	4	三鷹市	4,338	4	三鷹市	11,268	4	三鷹市	27,108	4	調布市	83,985	4	調布市	194,535
5	昭島市	511	5	調布市	1,276	5	調布市	4,510	5	調布市	11,385	5	調布市	27,225	5	三鷹市	94,428	5	三鷹市	229,178
6	小金井市	539	6	小金井市	1,309	6	武蔵村山市	4,646	6	武蔵村山市	12,126	6	武蔵村山市	30,386	6	武蔵村山市	95,066	6	小金井市	238,029
7	武蔵村山市	554	7	昭島市	1,347	7	昭島市	4,911	7	小金井市	12,529	7	小金井市	31,229	7	小金井市	100,529	7	羽村市	238,334
8	瑞穂町	555	8	立川市	1,408	8	小金井市	5,104	8	羽村市	12,834	8	羽村市	32,194	8	小平市	102,855	8	武蔵村山市	240,266
9	三鷹市	576	9	武蔵村山市	1,412	9	羽村市	5,134	9	昭島市	12,886	9	瑞穂町	32,730	9	瑞穂町	103,680	9	小平市	240,355
10	狛江市	580	10	狛江市	1,537	10	立川市	5,203	10	瑞穂町	12,930	10	小平市	33,555	10	羽村市	104,134	10	瑞穂町	257,680

令和7年8月時点

表 3-9 各改定案における都内自治体との使用料比較（改定案⑤）

(1ヶ月/税込)

10m3			20m3			50m3			100m3			200m3			500m3			1,000m3		
順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料
1	福生市	352	1	福生市	1,056	1	福生市	3,531	1	武蔵野市	8,605	1	武蔵野市	20,045	1	武蔵野市	59,645	1	武蔵野市	139,945
2	調布市	385	2	府中市	1,081	2	武蔵野市	3,710	2	福生市	9,306	2	福生市	23,606	2	福生市	74,756	2	府中市	176,820
3	府中市	398	3	武蔵野市	1,246	3	府中市	3,865	3	府中市	9,665	3	府中市	23,829	3	府中市	75,477	3	福生市	184,756
4	小平市	500	4	三鷹市	1,258	4	三鷹市	4,338	4	三鷹市	11,268	4	三鷹市	27,108	4	調布市	83,985	4	調布市	194,535
5	昭島市	511	5	調布市	1,276	5	調布市	4,510	5	調布市	11,385	5	調布市	27,225	5	三鷹市	94,428	5	三鷹市	229,178
6	小金井市	539	6	小金井市	1,309	6	武蔵村山市	4,646	6	武蔵村山市	12,126	6	武蔵村山市	30,386	6	武蔵村山市	95,066	6	小金井市	238,029
7	武蔵村山市	554	7	昭島市	1,347	7	昭島市	4,911	7	小金井市	12,529	7	小金井市	31,229	7	小金井市	100,529	7	羽村市	238,334
8	瑞穂町	555	8	立川市	1,408	8	小金井市	5,104	8	羽村市	12,834	8	羽村市	32,194	8	小平市	102,855	8	武蔵村山市	240,266
9	三鷹市	576	9	武蔵村山市	1,412	9	羽村市	5,134	9	昭島市	12,886	9	瑞穂町	32,730	9	瑞穂町	103,680	9	小平市	240,355
10	狛江市	580	10	狛江市	1,537	10	立川市	5,203	10	瑞穂町	12,930	10	小平市	33,555	10	羽村市	104,134	10	瑞穂町	257,680

令和7年8月時点

表 3-10 各改定案における都内自治体との使用料比較（改定案⑤'）

（1ヶ月/税込）

10m3			20m3			50m3			100m3			200m3			500m3			1,000m3		
順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料	順位	自治体名	使用料
1	福生市	352	1	福生市	1,056	1	福生市	3,531	1	武蔵野市	8,605	1	武蔵野市	20,045	1	武蔵野市	59,645	1	武蔵野市	139,945
2	府中市	376	2	府中市	1,069	2	武蔵野市	3,710	2	福生市	9,306	2	福生市	23,606	2	福生市	74,756	2	府中市	180,457
3	調布市	385	3	武蔵野市	1,246	3	府中市	3,907	3	府中市	9,847	3	府中市	24,257	3	府中市	77,057	3	福生市	184,756
4	小平市	500	4	三鷹市	1,258	4	三鷹市	4,338	4	三鷹市	11,268	4	三鷹市	27,108	4	調布市	83,985	4	調布市	194,535
5	昭島市	511	5	調布市	1,276	5	調布市	4,510	5	調布市	11,385	5	調布市	27,225	5	三鷹市	94,428	5	三鷹市	229,178
6	小金井市	539	6	小金井市	1,309	6	武蔵村山市	4,646	6	武蔵村山市	12,126	6	武蔵村山市	30,386	6	武蔵村山市	95,066	6	小金井市	238,029
7	武蔵村山市	554	7	昭島市	1,347	7	昭島市	4,911	7	小金井市	12,529	7	小金井市	31,229	7	小金井市	100,529	7	羽村市	238,334
8	瑞穂町	555	8	立川市	1,408	8	小金井市	5,104	8	羽村市	12,834	8	羽村市	32,194	8	小平市	102,855	8	武蔵村山市	240,266
9	三鷹市	576	9	武蔵村山市	1,412	9	羽村市	5,134	9	昭島市	12,886	9	瑞穂町	32,730	9	瑞穂町	103,680	9	小平市	240,355
10	狛江市	580	10	狛江市	1,537	10	立川市	5,203	10	瑞穂町	12,930	10	小平市	33,555	10	羽村市	104,134	10	瑞穂町	257,680

令和7年8月時点

3-5 浴場汚水について

本市では一般的な下水道使用料体系と併せて浴場施設に対する「浴場汚水」の下水道使用料体系（表 3-1 1）を設定しています。

表 3-1 1 浴場汚水体系

水量	使用料（税抜）
1 0 m ³ 以下	7 0 円
1 1 m ³ ～	7 円/m ³

浴場施設は支出の多くを下水道使用料が占めており、浴場汚水の改定による経営への影響が大きいことから、今回の改定においては現行の体系を据え置くものとします。

4. 中間答申の内容について

4-1 答申書（案）の項目

中間答申における項目を次のとおりに整理しました。

答申内容

- (1) 下水道使用料改定の必要性
- (2) 下水道使用料の改定率及び使用料体系
- (3) 下水道使用料改定案
- (4) 下水道使用料の改定時期

付帯意見

- (1) 今後の下水道使用料の見直しについて
- (2) 使用料改定の周知

4-2 答申書（案）

答申書（案）は次頁のとおりです。

答申内容（案）

(1) 下水道使用料改定の必要性

下水道使用料の算定期間を令和８年度から１７年度までの１０年間として、下水道事業における財政シミュレーションを算定した結果、流域下水道維持管理負担金単価の改定や昨今の物価上昇等に伴い、経費回収率は１００％を下回り、低下していく見通しとなった。

このため、適正な費用負担の観点からも、経費回収率１００％を目標とした下水道使用料の改定を行うことが必要である。

ただし、浴場汚水については、物価統制令による入浴料金が制限されていること、公衆衛生の向上及び増進並びに市民の福祉の向上に寄与していることを踏まえ、据え置くことが妥当である。

(2) 下水道使用料の改定率及び使用料体系

下水道使用料の改定率については、下水道経営の安定化を目的に、使用料算定期間である１０年間における経費回収率が１００％となるよう算定したところ、使用料収入総額を現行から１９．６％引き上げることが妥当であると判断した。

また、使用料体系については、市民及び事業者への負担を十分に配慮し、現行の基本水量及び従量区分は変更せず、基本使用料は毎年安定して発生する費用に要する固定的経費に対して●●％となるよう設定し、不足する経費については従量使用料にて賄うようにすることが妥当であると判断した。

(3) 下水道使用料改定案

（１ヵ月／１ｍ³につき・税抜き）

区分	水量	現行	改定案	現行差
基本使用料	～１０ ｍ³	２６６ 円	●● 円	●● 円
従量使用料	１１ ｍ³～２０ ｍ³	５６ 円	●● 円	●● 円
	２１ ｍ³～５０ ｍ³	７６ 円	●● 円	●● 円
	５１ ｍ³～１００ ｍ³	９５ 円	●● 円	●● 円
	１０１ ｍ³～２００ ｍ³	１１６ 円	●● 円	●● 円
	２０１ ｍ³～５００ ｍ³	１４１ 円	●● 円	●● 円
	５０１ ｍ³～１,０００ ｍ³	１６６ 円	●● 円	●● 円
	１,０００ ｍ³～	１９２ 円	●● 円	●● 円

(4) 下水道使用料の改定時期

流域下水道維持管理負担金の改定に合わせた下水道使用料の改定が望ましいが、市民及び事業者の理解が得られるよう十分な周知期間を確保するため、改定時期は令和８年１０月１日とすることが妥当であると判断した。

付帯意見

(1) 今後の下水道使用料の見直しについて

次回の下水道使用料改定の検討については、原則10年後とするが、下水道事業の財政状況等を踏まえ、5年ごとに改定の必要性について検証する。

(2) 使用料改定の周知

下水道事業を円滑に運営するためには、市民及び事業者と相互理解を図ることが重要である。特に下水道使用料改定は市民生活や事業所経営に及ぼす影響が大きいため、改定の趣旨や内容等について理解を得られるよう、情報を公開し周知に努められたい。

5. 経営戦略改定について

本市の経営戦略は令和2年度に策定しており、策定から5年が経過しているため計画の見直しが必要です。そのため、本協議会における使用料改定の方針や近年の物価高騰、今後の下水道事業の経営方針を整理し、新たに経営戦略案を作成しました。(別紙参照)